

令和6年12月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩手町長 佐々木光司

市町村名 (市町村コード)	岩手町 (03303)
地域名 (地域内農業集落名)	一方井地区 (土川、土川野原、新田、大森、黒石、大股、中田、一方井、今松、葉木田、上黒内、下黒内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 16日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・転作作物として飼料作物、野菜を作付している農業者が多いが、自家消費分を目的とした作物が大半を占める。
- ・大豆のブロックローテーションを行っているものの、収量の増加には至っていない。
- ・一部の集落内では、小規模水田が多く条件も厳しく、また、機械利用組合がなく農業を担う者も少ない。
- ・中山間地の集落では、傾斜地が多く、石が多く出る。
- ・若い人が少なく、高齢化が進んでいる。
- ・面積の小さい農地も多く、点在しているため借りづらい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・用排水や畑地灌漑などの基盤整備が進んでいることから、米、野菜、葉タバコ、畜産などの多様な品目による営農が進められており、農業を担う者の相互連携により、地域で複合型農業を推進する。
- ・集落営農組織では、地元小学校と連携して農業体験学習を積極的に取り組んでおり、これを継続するとともに、高収益作物として、花き(りんどう)や果樹(ブルーベリー)の栽培に取り組む。
- ・さらに、地域でスマート農業技術の更なる活用を検討し、効率的な農業を目指す。
- ・これらの取組みをもとに、観光農園や農業体験学習の実施、最先端の農業を推進するとともに、地域内に人を呼び込み、農業により交流人口の拡大に向けた取組を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	729.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	729.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地コーディネーターと調整し、中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的に地域の農地は農地中間管理機構に貸し付けることとし、地域の農業を担う者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員、農地利用最適化推進委員及び農地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら地域の農業を担う者として育成していくため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--